

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
別表第1 (法第4条第1項1号関係)						別表第1 (法第4条第1項1号関係)					
部局名	教育研究 組織の名称	対象と なる職	任期	再任の 可 否	備 考	部局名	教育研究 組織の名称	対象と なる職	任期	再任の 可 否	備 考
		(略)						(同 左)			
霊長類 研究所		(略)				霊長類 研究所		(同 左)			
						学術情報 メディア センター	ネットワー ク研究部門 経営情報 システム 研究分野	教授	5年	可	
国際融合 創造セン ター	創造部門	教授 助教授 講師 助手	5年	可 ただし、 1回限り		国際融合 創造セン ター	創造部門	教授 助教授 講師 助手	5年	可 ただし、 1回限り	
		(略)						(同 左)			
(後 略)						<p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年8月1日から施行する。</p>					